

## 循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）の選定について

国土交通省港湾局海洋・環境課

## 1. 選定の目的

サーキュラーエコノミーへの移行に伴い、広域的な分別収集・再資源化の動きが増え、循環資源の流動・種類が増大することが見込まれており、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に対応し、広域的な資源循環ネットワークやリサイクル産業の拠点の形成を目指すことが求められている。

循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に取り組む港湾をサーキュラーエコノミーポートとして選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。

## 2. 選定の要件

サーキュラーエコノミーへの推進のため、各港湾におけるサーキュラーエコノミーへのニーズを踏まえつつ、各港湾の特徴に応じ柔軟に選定する。また、リサイクルポートでは実績要件を重視してきたが、サーキュラーエコノミーポートの選定においては、計画面でも評価する仕組みとする。

具体的には以下の10の評価項目を定義し、サーキュラーエコノミーへの取組や貢献について、1つ以上の項目で実績があること、かつ、1つ以上の項目で計画がある港湾を選定する。

## 【サーキュラーエコノミーポートの選定要件（10の評価項目）】

- ① 静脈物流にかかる港湾取扱貨物量がある、又は見込まれること。
- ② 高度な分別収集、選別に関するリサイクル関連施設が既に立地している、又は立地が見込まれること。
- ③ 高度な再資源化施設に関するリサイクル関連施設が既に立地している、又は立地が見込まれること。
- ④ 小口の循環資源の輸送ニーズへの対応が実施されている、又は計画されていること。
- ⑤ 他の港湾との連携の対応が実施されている、又は計画されていること。
- ⑥ 共同輸送をはじめとする大量一括輸送を実現するための対応が実施されている、又は計画されていること。
- ⑦ 周辺環境や他の貨物への影響の防止が実施されている、又は計画されていること。
- ⑧ 港湾において多種多様な循環資源の取扱が円滑に行えること、又は計画されていること。
- ⑨ 災害廃棄物の広域処理体制が整備されていること、又は計画されていること。
- ⑩ サーキュラーエコノミーへの貢献（広域的な資源循環への取組、港湾へのリサイクル関連施設の誘致等）

## 3. 申請方法

選定申請にかかる所定の様式は、別途国土交通省港湾局から所轄の地方整備局等を通じ配布する。港湾管理者は所轄の地方整備局等を通じて国土交通省港湾局に申請書を提出する。

## 〈参考〉

リサイクルポート（全般）[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr6\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000007.html)

サーキュラーエコノミーポートのあり方（概要）<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001878307.pdf>

（全編）<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001878308.pdf>